

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第8期: 令和3年度～令和5年度)								資料1
くめざすべき方向> 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。								
	取組体系	主な内容	指標名	8期計画策定時	現状値	目標値	目標値に対する達成状況の評価(主な成果と課題)	令和5年度に向けての取組方向
1	介護サービス基盤の整備	・施設サービスの基盤整備 ・地域密着型サービス整備にかかる市町支援 ・介護療養型医療施設の「介護医療院」等への転換	特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)の整備定員数(累計)	10,586床 (令和元年度)	10,803床 (令和3年度)	11,384床 (令和5年度)	令和3年度は計画通りに施設整備を進めることができた。令和4年度以降は施設整備計画の応募数が計画数に達しない状況にあり、建設資材価格の高騰等による建設費用の増大や介護人材の確保が施設整備を進めるうえでの課題となっていると考えられる。	引き続き施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、利用見込をふまえつつ、計画的に整備を進める。
2	地域包括ケアシステム推進のための支援	・地域包括支援センターの機能強化 ・介護予防・生活支援サービスの充実 ・在宅医療・介護連携の推進	通いの場に参加する高齢者の割合	6.8% (令和元年度)	3.7% (令和2年度)	8.0% (令和5年度)	新型コロナウイルス感染症の影響により活動を休止した通いの場が生じ、令和元年度から令和2年度にかけて全国的に参加率が減少した。本県においても同様の傾向が見られ、参加率は低くとどまった。現状値の把握に用いている国の調査結果が公表されていないため、令和3年度の参加率は不明だが、県内市町へ確認したところ、本県においては令和2年度と同様に活動を休止した通いの場が多くみられる。令和4年度には活動を再開する通いの場が増えてきており、参加率の増加につながるものと考えられる。	市町の介護予防担当者を対象とした研修会において、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した通いの場等の取組の情報を提供、通いの場を含めた介護予防事業の実施について情報共有するなど、高齢者の通いの場への参加を進める市町に対する支援を実施する。
3	認知症施策の推進	・地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組 ・医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組	認知症サポーター数(累計)	204,996人 (令和2年12月末)	215,581人 (令和3年度)	235,000人 (令和5年度)	令和3年度も、認知症サポーターの養成を着実に進めることができた。 引き続き、サポーターやキャラバンメイトの養成を進めるとともに、サポーターを認知症の人やその家族のニーズにつなげる「チームオレンジ」の構築を支援していく。	引き続き、サポーターやキャラバンメイトの養成を進めるとともに、サポーターを認知症の人やその家族のニーズにつなげる「チームオレンジ」の構築を支援していく。
4	安全安心のまちづくり	・成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークの中核機関の設置促進 ・高齢者虐待未然防止に向けた研修会の開催	成年後見制度利用促進の市町計画を策定した市町数	7市町 (令和元年度)	19市町 (令和3年度)	29市町 (令和5年度)	計画を策定した市町は、19市町である。中核機関を設置した市町は、14市町である。(令和4年4月1日) 成年後見制度利用促進市町支援事業による市町へのアドバイザー派遣、市町等向けの研修会及び関係機関による意見交換会を開催することにより、市町の計画策定や中核機関の設置の促進を図った。	未策定市町や中核機関未設置市町に対して、引き続き、成年後見制度利用促進市町支援事業による市町へのアドバイザー派遣、市町等向けの研修会及び関係機関による意見交換会を通じて、市町の計画策定や中核機関の設置を促進していく。
5	介護人材の確保	・新たな人材確保と現職員の定着の支援 ・介護施設等職員の資質向上	県内の介護職員数	31,763人 (令和元年度)	32,285人 (令和2年度)	33,849人 (令和4年度)	介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修会の実施や、外国人材を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行った。 また、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組支援や介護助手の普及、負担軽減・業務の効率化のため、介護ロボットやICTの導入促進に取り組んだ。 これらの取組により、介護職員は増加したが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、介護サービスを担う人材の不足は依然として解消していない。引き続き、市町や関係団体と連携し、多様な人材の新規参入・定着促進など総合的な確保対策に取り組む必要がある。	引き続き、介護人材確保のため、介護未経験者や高齢者、外国人を含む多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組む。また、介護助手の普及や負担軽減や業務の効率化に資する介護ロボットやICTの導入を支援する。
6	介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化	・市町の適正化事業の広域支援の実施 ・市町のケアプラン点検への支援	介護給付適正化主要5事業すべてを実施している保険者の割合	92% (令和元年度)	76% (令和3年度)	100% (令和5年度)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来実施していた事業の一部を休止した保険者があったため、令和3年度に介護給付適正化主要5事業すべてを実施した保険者は25保険者中19保険者となった。令和4年度以降は事業を再開している保険者が増えている。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け休止した事業の再開支援、ケアプラン点検アドバイザー派遣等を実施し、全保険者において介護給付適正化主要5事業すべてが実施されるよう支援する。